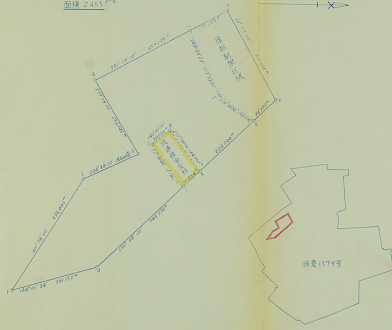


契約書添付図

縮尺 五千分之一

北の位置

縮尺 五千分之一



734

福
飯
権
の
設
定
申
請
書

振
源
権
者

三
井
鉱
山
株
式
会
社

組
織
福
省
と
な
ら
う
と
す
る
者

共
同
石
炭
飯
権
株
式
会
社



租 賦 租 の 設 定 申 請 書

一 申請区域の所在地および面積

福岡県高橋郡福智町

面積 式千四百五拾五アール

二 目的とする賦物の名称

石 炭 耐火粘土

三 採掘権の登録番号

福岡県採掘権登録第一、五七九号

四 特定した賦床

石炭層のうち本層群中のヨ一モリ五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍
八尺層並びにこれに附随する耐火粘土

五 存続期間

設定登録の日より向う五十年間

六 租賦料ならびにその支払の時期および方法

租賦料は海軍八尺層を除き金壹千七百五拾万円也とし、その支払方法は

鉱床説明書

「甲」申請区域の所在地および図様

福岡県高橋郡船橋町

面積 貳千四百五拾五アール

二目的とする鉱物の名称

石灰 耐火粘土

凡採掘権の登録番号

福岡県採掘権登録第貳五七九号

凡特定した鉱床

石灰層のうち本層群中のコイモリ五尺層、下二尺層、土面八尺層、海軍八尺層並びにこれに附随する耐火粘土

右設定申請区域の地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩の互層より構成されている。この間に介在する炭炭層は直方層群であり、上部より竹谷層群、本層群、大鏡層群の三炭層群が賦存している。

鉱道は申請区域外にあり、当社所有鉱区の北部に竹谷層群南部に本層群、炭

区外に大鏡層群の各露頭がある。走向は概ね北西から東西に走り、北東の当申園区域に向つて約二〇度傾斜している。

従つて申園区域内には金沢層群が露頭する。

主なる層は東から日吉（落盤約二〇米）、白倉（落盤約一〇米）、山田川（落盤約五五米）の各正断層があり、三層層共略南北に走つてゐる。

断層深度は竹谷層群、本層群間は約七二米、本層群、大鏡層群間は約一五一米である。

本層群中のコイモリ五尺、下二尺、土間八尺、潮軍八尺の四断層は、火成岩の侵入を受け、無煙、燐石と炭質が変化し、断層もボケツト状を呈する地域が多い。

本申園目的断層は右記四断層にして、その断層の厚さは左記の通りである。

コイモリ五尺層	山丈三、〇五八米	断丈〇、八五八米
下二尺層	山丈一、三五一米	断丈〇、六八一米
土間八尺層	山丈一、九五四米	断丈一、七五〇米
潮軍八尺層	山丈一、八六〇米	断丈一、〇六〇米

当申園区域に右記断層が賦存することは、現在当社日吉炭鉱に於ける探掘状況および潮部の三井鉱山山野炭礦所の探掘状態より推定し明らかである。

右鉱床説明におよびます。

昭和帝拾七年 月 日

福岡県若狭市本町民丁目六番地

粗鉱掘者とな
るうとする者 興同石炭炭業株式会社

右代表取締役 入 交 太兵衛

福岡県若狭郡御町大字才田武六番地

右代理人 梅 田 鐵 雄

理 由 書

本組鉱權設定区域は、三井鉱山株式会社所有の新潟縣採銅權登録第五七九号鉱区内の東南部に在り、申請人口鉱区と同様とし、その設定申請区域は、本縣群中のコーモリ五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層の四層層であります。

当申請区域の設定区域の同様に當つては、申請区域の層部にある申請人の經營する日吉炭礦の杉谷二尺坑の本岡および掛気鉦を、その繼續延長し、本坑より片盤を設定することにより容易に採掘し得ますので、技術的、経済的見地より適當であると思考されます。

又之に対応する比外附設備も完備してありますので、坑内外の建設に就つて、簡便であります。

故に今該組鉱權を設定し、申請人の鉱区と共に合併施設を實施しますと合理的に、且經濟的に開採し、鉱利の有効利用を図り得ることとなります。

従つて組鉱權設定を申請する次第であります。

昭和參拾七年 月 日

福岡県若松市本町貳丁目貳〇六番地
福氣組とな
るうとする者 共興石炭産権株式会社

右代表取締役 入 交 太兵衛

福岡県高橋郡御幸町大字才田貳貳六番地

右代理人 梅 田 義 雄

委任状

福岡県高橋郡御幸町大字才田二六番地

梅 田 義 雄

右の者を私の代理人と定め左の権限の行為を委任す

一 鉱業法第七十七条及同法施行規則第二十三条に基づき、三井鉱山株式会社所有の福岡県高橋郡御幸町五七九号鉱区内に左記の通り、福氣組設立の申請を為し、認可通知書を受領し出るに必要認可通知書受領後は登録税を納付し、登録済証を受領し出る迄の一切の行為

記

所 在 地 福岡県高橋郡御幸町

面 積 貳千四百五拾五アール

特記した鉱床

石炭層のうち本層部中のコイネリ五尺層、下二尺層
土層八尺層、硬質八尺層並びにこれに隣接する耐火
粘土

委 任 状

私は、三井物産株式会社を代理人と
定めて次の事項を委任する。

- 1 弊社所有福岡県探検登録第1579号鉱区の一
部面積2455アールに賦存する銅五尺層、下二
尺層、土間八尺層、海軍八尺層および耐火粘土に対
し共同石炭鉱業株式会社に租鉱権を設定せしめるに
ついて全社と租鉱権設定契約を締結する一切の件
- 2 債項に関し租鉱権設定申請をなし、その認可登録
済証受領に至るまで所轄官庁に対し必要な諸手続を
なす一切の件

以 上

昭和37年 5 月 27 日

東京都中央区日本橋区町三丁目番地

三井鉱山株式会社

東京都杉並区堀江丁番地

代表取締役 栗 木 幹

第 17 第 1 号

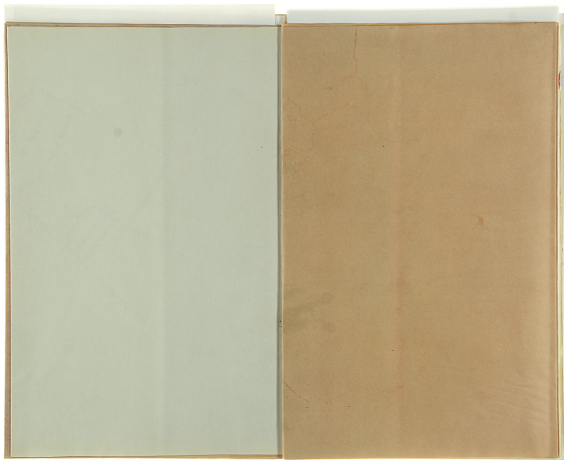
右代理委任の意思を表示す
昭和37年 月 日

福岡県若松市本町三丁目六番地

租
鉱
権
者
と
な
ろ
う
と
す
る
者

共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 入 契 太 兵 衛



面積 2455 坪



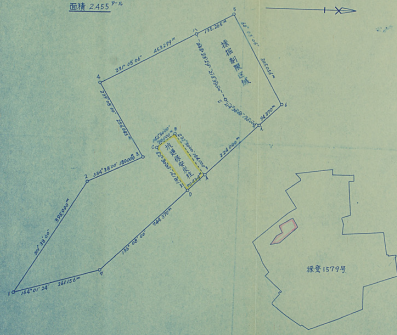
線受 1579号

契約書添付図

縮尺 五千分之二

地区位置図

縮尺 五千分之二



昭和37年3月末 750万円
昭和38年3月末 300万円
昭和39年3月末 300万円
昭和40年3月末 500万円

第5条 債権の償還については、乙は予め甲に償還期又は償還計画を提示し、その承認を得なければならない。
これを失効しうとするものとする。

第6条 甲は乙の債権区について当該その債権証券に記入し、償還金の額に附録表をなし、又は参考資料の提出を受けることである。

第7条 乙は債権の割合、乙はこれを承認し、ておける限りの償還を受けるものとする。

第8条 乙は債権区の範囲に限り甲の償還に支障をきたさないよう証券の枚数を限定しなければならない。

第9条 甲の償還に支障を及ぼした場合は、乙は償還割合の買戻しを要するものとする。

第10条 乙は、本契約に高く償還、利率を甲の承認なしに第三者に譲渡し、悉くはその譲渡者の利益としてはならない。

第11条 乙は、この契約の抵当を解除したときは、甲はこの契約を解除することである。

第12条 甲は前項の抵当により損害を解除した事案においても乙は、償還割合を請求することである。

第13条 この所定に高く償還割合につき必要ある場合は別途決定するものとする。

第14条 この契約に規定する賠償又は規定のない事項につき賠償を生じたときは、甲、乙互に賠償をもつて協議しその解決にあたるものとする。

上記契約の証として、本契約を訂立し、甲、乙各1通を授けし他の1通は債権証券申請時に使用する。

昭和37年 9月27日

東京都中央区日本橋区丁目ノ番地ノ

甲 三井物産株式会社
社長 澤本 幹
取締役 高橋 利雄 大寺 勝生 三井物産株式会社 山崎 隆夫
上田 昭人 所長 森 新 又 夫

福岡県会館市本町丁目ノ番地ノ

乙 長石 隆興株式会社
社長 入 文 大 長

田舎村役所建築費

三井鉱山株式会社を甲とし、大同石炭鉱業株式会社を乙とし、乙が甲
所有山形地区の一部を建築を委託することについて、次のとおり
契約を締結する。

第1条 甲は乙が甲所有の田舎村地区一帯（昭和17年12月31日現在）の
一部を建築委託区域とし、その面積は概算五尺加、

下二尺加、土間八尺加および築地八尺加に於てこれを建築する
耐火性土に建築費を徴収することを承諾する。

2 建築の費が前条についてはおおむね平均の修正割合により、これに
多少の増減を出しても、甲、乙とも利益のないものとする。

第2条 乙は田舎村建築費委託区域のうち、田舎村地区の区域に
ついては甲の建築費委託としてこれを徴収しないものとし、
村区域については甲が小学校に於ける建築の費用を徴収してより
その増減はなしとする。

3 田舎村地区のうち、築地八尺加については、乙はその建築を開始
する際は前条に於て甲に支払うものとする。

第3条 甲は乙の建築費委託区域は、建築費の負担は甲とする。

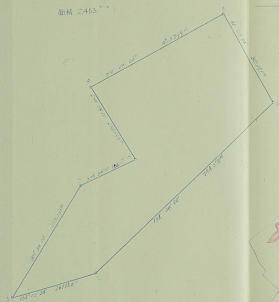
4 建築の費用は、甲、乙が協定の上で決定することができる。

第4条 甲は乙の建築費は、築地八尺加を除き、その費用は甲が負担する
ものとする。

5 築地八尺加の建築費は、その建築が行われる前に、甲、乙が協
定の上で決定する。

6 甲は乙の建築費の支払方法は次の通りとする。

東京都中央区銀座 5 丁目 5 番地
 紙巻標本 石炭鉱業合理化事業団
 理事長 工藤 昭四郎



承諾書添付図

縮尺 五千分之一

納氏 五万石足一

承 諾 書

飲 区 福岡県深瀬相登録第ノリフ号

東京都中央区日本橋區町ノ丁目ノ番地ノ

飲酒部 三井物産株式会社

社長 岡 本 幹

弊店が販賣権を取得している福岡県深瀬大牟田田所登記ノ号
飲酒部所屬上記飲区の一部に対し下記通り販賣権を設定す
ることを承諾します。

記

ノ 販賣権を設定しようとするもの

福岡県松本市町ノ丁目ノ番地

共同石炭販賣株式会社

社長 入 交 太 兵 衛

ニ 区 域 別紙所屬のとおり

三 間 種 ヌニョール

四 炭 種 コーモリ五尺層、下二尺層、土間八尺層

海軍八尺層および耐火粘土

昭和ノリ年ノ月ノ日

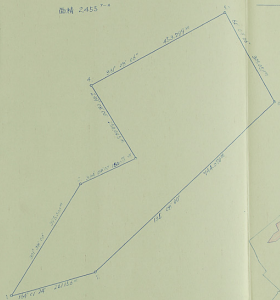
東京都千代田区丸の内ノ丁目ノ地ノ

振当権者

日本興業銀行

総 裁 太 田 利 三 郎

面積 2455 坪

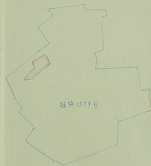
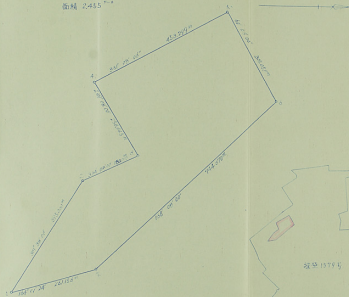


区九の内ノ丁目ノ地ノ

地籍簿

太田 利三郎

面積 2,435 ㎡



承諾書添付図

縮尺 五千分之一

区九内

縮尺 五千分之一

景 勝 書

賦 区 福岡県探掘権登録第ノエフア号
東京都中央区日本橋區町ノ丁目ノ番地ノ
賦権者 三井鉱山株式会社
社 長 栗 木 幹

弊行が鉱権を取得している福岡県新洲大牟田郡所登記第ノ号
賦権對田所属上記賦区の一部に対し下記の通り租賦額を設定する
ことを承諾します。

記

ノ 租賦額を設定しようとするもの

福岡県香森市本町ノ丁目ノ番地
共同石炭鉱業株式会社

社 長 入 交 太 兵 衛

エ 区 域 別紙図示のとおり

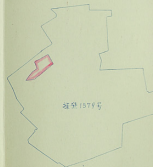
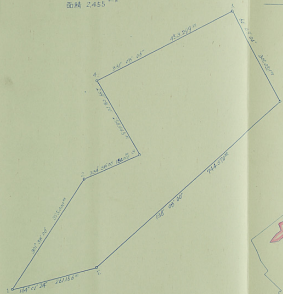
イ 面 積 ユニツアル

ロ 炭 層 コーセリ五尺層、下二尺層、土間八尺層
海軍八尺層および層火粘土

昭和ノア年 月 日

東京都中央区日本橋區町丁目ノ番地ノ
 三井物産銀行株式会社
 取締役
 本店管理部長 川上 義男

面積 2,455 ㎡



日本郵便町・丁目・番地

銀行株式会社

役
川 上 職 男

面積 2,455 ㎡



縮尺位置図

縮尺 1/5,000

承諾書添付図

縮尺 五千分之一

求 簡 書

試 区 福岡県佐賀郡登船所ノマアヲ号

東京都中央区日本橋區町ノ丁目ノ番地ノ

三井炭山株式会社

社長 坂本 神

弊行が監査権を取得している福岡佐賀郡大牟田尚登所登記所ノ号
佐賀郡所屬上記試区の一部に對し下記のとおり煤炭権を設座する
ことを承諾します。

記

ノ 煤炭権を設座しようとするもの

福岡県佐賀郡本町ノ丁目ノ番地

共同石炭炭業株式会社

社長 入 交 太 兵 衛

ノ 区 域 廣紙圖示のとおり

ノ 面 積 ヨメヨメアル

ノ 炭 層 コーセリ五尺層、下二尺層、土間八尺層

海軍八尺層および耐火粘土

昭和マア年 月 日

印 鑑 証 明 申 請 書

一、商 号

共同石炭炭業株式会社

一、本 店

福岡県佐賀郡本町武丁目武百六番地

印 鑑

代表取締役 入 交 太 兵 衛

右印鑑の証明を申請いたします

明治四十四年 八 月 廿 日 生

一、手数料 金 額 拾 円 也 一 毫 道

昭和マア年 七 月 廿 八 日

本 店 福岡県佐賀郡本町武丁目武百六番地

代 表 取締役 共同石炭炭業株式会社

入 交 太 兵 衛

事務所 佐賀市本町武丁目四百五番地

右 申請代理人 司書 藤 原 守

福岡法務局若松出張所

御 中

右 証明 する

昭和七年七月廿六日

福岡法務局若松出張所

登記官吏

片岡文夫

本署中
勘除 字あり

印鑑証明申請書



三井鉱山株式会社
栗 木

管

右印鑑は貴所に提出してある印鑑と相違がないことの
御証明を願いたく申請いたします

手数料 参拾円也

昭和 年 月 日

東京都中央区日本橋区町三丁目番地
三井鉱山株式会社

代表取締役 栗 木 幹

東京法務局

日本橋出張所御中

明治七年九月拾九日

右証明する。

東京法務局日本橋出張所
登記官 松本 成



印鑑証明書交付申請

印
鑑



東京都中央区銀座西五丁目五番地
石炭株式会社 取締役
部長
明治七年七月拾日 生



右印鑑の証明を申請いたします。
手数料 金四拾円

昭和拾七年九月拾九日

右
東京都中央区銀座西五丁目五番地

石炭株式会社 取締役
部長
明治七年七月拾日 生

東京法務局日本橋出張所 印 中



右証明する

東京府日本橋區所
金沢官吏松本成



印鑑証明交付申請

一東京府千代田区丸ノ内港丁目八番地番
二日本国発銀行

総裁 太田利三郎

明治参拾四年参月七日生

右の印鑑の証明を御願ひ致します

手数料 四拾円

昭和

右

太田利三郎



東京法務局
日本橋出張所 御中

右 証 明 す る

昭和七年九月廿六日

東京法務局日本橋出張所

登記官

松本成



印 鑑 証 明 申 請 書

印 鑑



東京法務局日本橋出張所
三井信託銀行株式会社

支店 大川上義男

明治四十五年八月廿八日東京

右印鑑の証明を申請します

「登録料」金四拾圓
昭和七年七月七日

東京法務局日本橋出張所

三井信託銀行株式会社

支店 大川上

義男



東京法務局日本橋出張所 御中
右証明する

昭和七年七月七日

東京法務局日本橋出張所

登記官 吏 松本成

成



登記簿抄本

一 商号

共同石炭鋸業株式会社

一本店

福岡県若松市本町貳丁目貳ノ六番地

一代表取締役

後住所氏名

高知市廿代町 犬毛番地

入文太兵衛

以下空白

右は登記簿の抄本である

昭和参拾七年八月廿九日

福岡法務局若松出張所

登記官吏

片峯文士

(以下附封未用紙) 四枚 六五

登記簿抄本

一、商号 三井鉱山株式会社

一、本店 東京都中央区日本橋室町貳丁目壹番地壹

一、取締役の住所氏名

東京都杉並区馬場貳丁目貳貳番地

栗木幹

一、代表取締役の氏名

栗木幹

栗木

此抄本は登記簿に依り之を作り茲に登記簿と相違ないことを認証する

昭和 年 月 日

東京法務局日本橋出張所

登記室更 松本成

昭和二十八年八月廿四日

登記簿抄本

一、名称

石炭鉱業合理化事業団

一、主たる事務所

東京都中央区銀座四丁目五番地

理事長の氏名住所

夏永都 大田区久々木町四丁目七番地

工務部長 山口 一郎

右は登記簿の抄本である

昭和二十八年九月十六日

東京法務局日本橋出張所

登記室更 松本成



見 記 簿 抄 本

一名 終

二事 所

三附 氏 名

日本興業銀行

東京都千代田区丸の内三丁目八番地

東京都目黒区平町百九拾貳番地

太田 利三郎

右は見記簿の抄本である。

見

松本成



事項		年	月	日
1	東郷人の名を記す	昭和	10	8
2	東郷人の名を記す	昭和	10	8
3	東郷人の名を記す	昭和	10	8
4	東郷人の名を記す	昭和	10	8
5	東郷人の名を記す	昭和	10	8
6	東郷人の名を記す	昭和	10	8

昭和十年

八月

八月



事
記
事
項
新
修
事
記
事
項

右は登記簿の謄本である

東京法務局日本橋出張所

登記官吏

松本成

一
印

昭和七年七月三日

福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

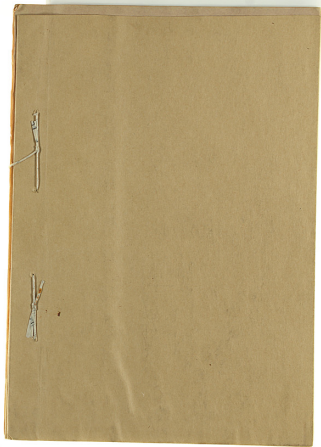
租鑛権の設定申請書添附圖

鑛區圖

縮尺五千分ノ一

鑛床圖

縮尺五千分ノ一



租賦雜役定率調書

「申請区域の所在地および面積

揭陽縣高陂鄉柘林町

圖檢 武千四百五拾五丁一

二、目的とする食物の名称

石灰 耐火粘土

武蔵國志の登録番号

桐廬縣採訪冊卷第一、五七九號

四轉定した獻座

石炭層のうち本層群中のエーモリ五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍

八尺層並びにこれに附随する耐火粘土

寄存期間

設定登録の日より向う五ヶ年間

内阻載荷ならびにその変換の時期および方法

租銀料は海軍八尺層を除き金壹千七百五拾万円也とし、十の支払方法は

昭和參拾七年九月末に七百五拾萬円、昭和參拾八年九月末に八百萬円、昭和參拾九年參月に四百萬円の圓高の分割試みを以つて完済するものとする。

右の区域に於いて、植栽地の設定を認可された区域（植栽園、植栽園の（説明書）理由書）及び供託金を払って申請します。

昭和參拾七年 月 日

福州縣志校勘本序 丁巳歲次 〇六 普地

疑歐陽公也

共同石油販売株式会社

代表取締役 入交 大兵衛

福岡県基元郡基元町大字才田氏武六斎地

代理人 梅田 義雄

東京府中央区日本橋町三丁目新橋

三井物産株式会社

右代表取締役 岡本 幹

新橋區新橋町大字町五十五番地

三井物産株式会社山手支店

右代表取締役 岡本 幹

新橋區新橋町三丁目新橋

三井物産株式会社

岡本 幹

試煉 説明書

一 申請区域の所在地および面積

福岡県高橋郡高橋町

面積 貳千四百五拾五アル

二 目的とする鉱物の名称

石灰 耐火粘土

三 採掘権の登録番号

福岡県探鉱部登録第陸五七九号

四 特定した試煉

石灰層のうち本層群中のコーモリ五尺層、下二尺層、土師八尺層、新集八尺層並びにこれに附随する耐火粘土層より試煉されている。この面に存在する試煉層は東方層群であり、上部より竹谷層群、本層群、大徳層群の三試煉群が試煉されている。試煉は申請区域外であり、当地所有試煉の北面に竹谷層群南部に本層群、試煉

区外に大徳層群の各試煉がある。並向嶺は概ね北西から東西に走り、北東の試煉区域に向つて約二〇度傾斜している。

従つて申請区域内には全試煉群が通過する。

主たる試煉は東から日吉（延長約二〇米）、白金（延長約一〇米）、山田川（延長約五五米）の各正産層があり、三所層は略南北に走っている。

試煉部長は竹谷層群、本層群間は約七二米、本層群、大徳層群間は約一五一米である。

本層群中のコーモリ五尺、下二尺、土師八尺、新集八尺の四試煉は、火成岩の侵入を受け、節理、塊石と設置が変化し、試煉も若干の欠損を呈する地層が多い。

本申請目的試煉は右記図表所記して、その試煉の部は左記の地層である。

コーモリ五尺層	山丈三、〇五八米	試丈〇、八五八米
下二尺層	山丈一、三五一米	試丈〇、六八一米
土師八尺層	山丈一、九五四米	試丈一、七五〇米
新集八尺層	山丈一、八六〇米	試丈一、〇六〇米

当申請区域は右記図面が賦存することば、現在当社日吉炭坑に於ける採掘状態
および図面の三井鉱山山野炭坑所の採掘状態より推定し明らかである。
右炭坑図面におよびます。

昭和参拾七年 月 日

福岡県若松市本町貳丁目六〇六番地

三井炭坑株式会社
取締役 佐々木 久

右代表取締役 入 交 太 昌 翁

福岡県若松市本町貳丁目六〇六番地

右代理人 崎 田 義 雄

附 山 書

本組武相殿敷区域は、三井武山株式会社所有の新田兼採掘権敷新田五七九号武区内の東南部に在り、申請人の武区と隣接し、その設定申請説明は、本組敷中のコーネリ五尺層、下二尺層、土間八尺層、御重八尺層の四層層であります。

當申請区域の設置段層の位置に當つては、申請区域の下部にある申請人の経営する日吉段敷の形谷二尺床の本層および持気部を、その體積長し、本層より片端を設定することにより容易に採掘し得ますので、経済的に見ればより有益であると認容されます。

又之に對峙する既外河原段層も整備してありますので、使内外の調整に亘つて、至便であります。

故に今該段敷地を認知し、申請人の武区と共に合併調整を實施しますと合理的に、且経済的に調整し、飲料口有効利用を圖り得ることとなります。

附 山 書 七 年 月 日

福岡縣福岡市本町長丁目六〇六番地

組敷領主とす 共興石炭武相株式会社

右代表取締役 入 交 太兵衛

福岡縣福岡市本町六千才田受武六番地

右代理人 堀 田 義 雄

要 任 状

福岡県嘉穂郡小倉町大字才田二二番地

櫻 田 機 磨

右の者を私の代理人と定め左の範囲の行為を委任す

「 此筆決断七十七条及同族親戚第二十三条に基き、三井東山株式会社所有の福岡県嘉穂郡嘉穂町五七九号武蔵内に左記の通り、租税拂付地の原野を以て、許可證取得を依頼する迄該許可證取得費後は登録税を納付し、登録税証を受領する迄の一切の行為

記

所 在 地

福岡県嘉穂郡嘉穂町

面 積

貳千四百五拾五アール

特記した状況

石炭層のうち本層群中のコークス五尺層、下二尺層土層八尺層、海軍八尺層並びにこれに附随する砂六

粘土

右代理委任の意思を表明す

昭和七年 月 日

福岡県嘉穂郡小倉町才田二二番地

組織者とな 共同石炭採掘株式会社
らうとする者

右代表取締役 入 笠 太 兵 衛



委 任 状

私は、を代理人と
定めて次の事項を委任する。

- 1 弊社所有福岡県探掘権登録第1579号鉱区の一
部面積2.455アールに賦存する幅五尺層、下二
尺層、土間八尺層、海軍八尺層および耐火粘土に対
し共同石英鉱業株式会社に租鉱権を設定せしめるに
ついて全社と租鉱権設定契約を締結する一切の件
- 2 前項に関し租鉱権設定申請をなし、その認可登録
済証受領に至るまで所轄官庁に対し必要な諸手続を
なす一切の件

以 上

昭和27年 7 月 20 日

東京都中央区日本橋区町六丁目壹番地

三井鉱山株式会社

東京都杉並区高円寺四丁目壹番地

代表取締役 栗 木 幹

副 第 一 号

登記簿抄本

一 店号 芝罘石炭 鑑業株式会社
一 本店 福岡県 若松市 本町貳丁目貳ノ九番地
一 代表取締役 佐所辰吉

高知市 廿代町 貳番地

入 丈 貳 尺 貳 寸

以下空白

右は登記簿の抄本である

昭和貳拾貳年八月廿九日

福岡法務局若松出張所

登記官吏

片山孝文

(二) 簿の本文は別紙にて附する 第五

30.12. 47. 34 (1950)

登記簿抄本

一、商号 三井鉱山株式会社

一、本店 東京都中央区日本橋室町式丁目番地壹

一、取締役の住所氏名

東京都杉並区馬橋式丁目番地参番地

榮木 幹

一、代表取締役の氏名

榮木 幹

此抄本は登記簿に依り之を作り茲に登記簿と相違ないこととを認証する

昭和 年 月 日

東京法務局日本橋出張所

登記官更 松本 成



印鑑證明申請書

一
商
号

共同石炭鉱業株式会社

一、本店

福岡県松本市本町三丁目貳番六番地

印
鑑

代表取締役 入野 太 朗

明治參拾四年八月拾日

右印鑑の証明を申請いたします

一、手数料 金 四 拾 円 也 一 密 道

昭和參拾六年七月二十六日

本座 烟因熟志松市本町貳丁目貳百六番地

商号 共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 栗 武 雄

事跡所 若松市豊松町式丁目四番七拾九番地

中請代理人 司法書士 藤 原

福岡法務局若松出張所

中

右証明す

昭和參拾七年七月廿六日

福岡法務局若松出張所

登記官吏

修案文書

本醫中
刪入

宇あり

司馬士德 守

印鑑証明申請書

印鑑証明は、印鑑の所有者が、印鑑を提出してある印鑑と相違がないことの
御証明を願いたく申請いたします

右印鑑は貴所に提出してある印鑑と相違がないことの
御証明を願いたく申請いたします

手数料 参 拾 四 也

昭和 年 月 日

東京都中央区日本橋區町三丁目三番地

三井鉱山株式会社

代表取締役 栗 木 幹

東京法務局

日本橋出張所御中

鉉 鉉

床 区

图 图

断面图
夹层柱水图

福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲 築 局 区 内)

共同石炭
鉱業株式会社

日吉 鉱業所

電話 稲築四三〇番
大隈 一一番

第百五十四卷（末）

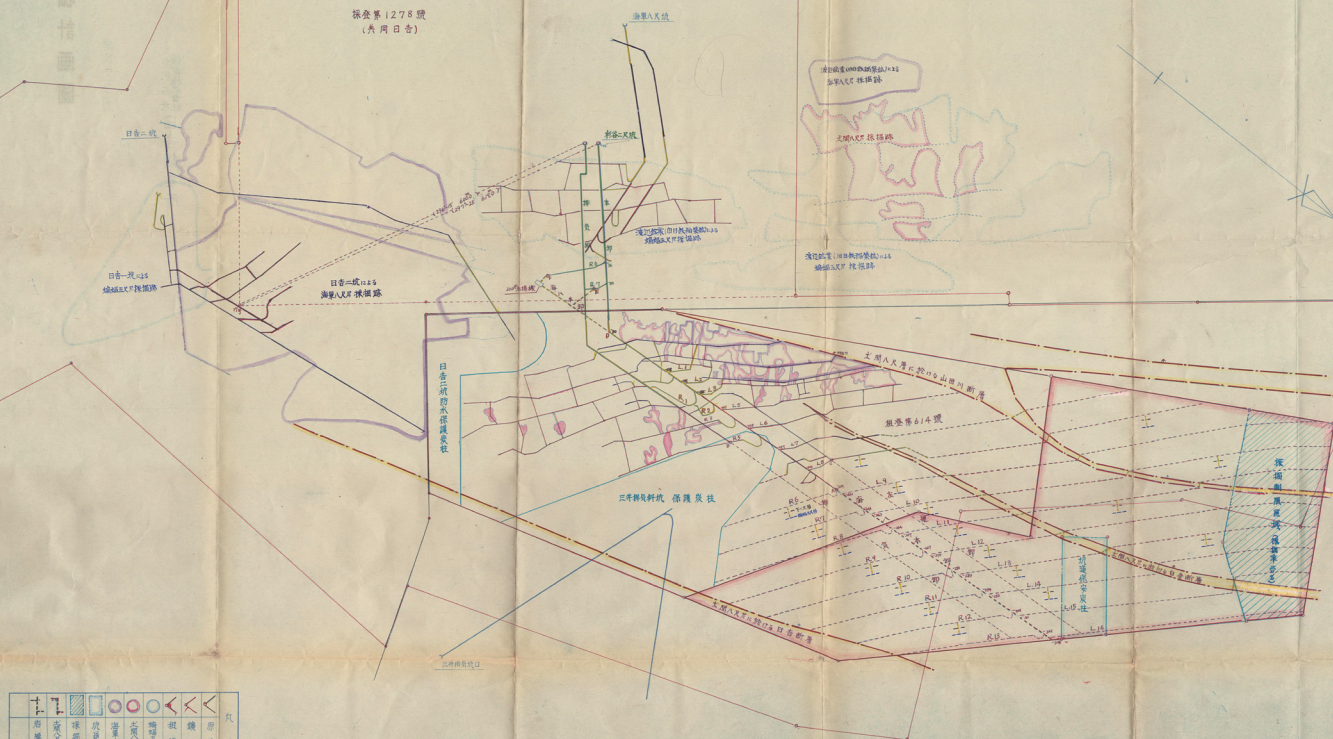
探掘計画圖

縮尺三十分の一

大同石炭
鑛業株式會社
曰吉鑛業所

採掘計畫圖

縮尺 3000分の1



第四卷の内第三卷

炭量計算圖

縮尺三十分の一

大同石炭
鑛業株式會社
日吉鑛業所

炭量計算圖

炭量計算表

(面積はアリメーターによる計算)

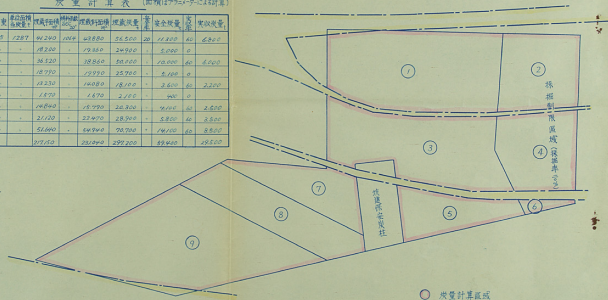
炭層名	炭丈 m	比重	単位面積 当炭量 _t	埋炭平面積 m ²	燃料係数 SOC 20%	埋炭料面積 m ²	埋炭炭量 _t	安全率 _%	安全炭量 _t	実収率 _%	実収炭量 _t
蝙蝠五尺層	0858	1.5	1.287	213,150	1.064	231,040	297,200	20	58,400	80	23,500
下二尺層	0681	1.5	1.021	216,800	1.064	230,670	238,400	30	70,700	36	26,700
土間八尺層	1780	1.5	2.628	213,030	1.064	226,660	594,900	40	238,000	74	177,600
海軍八尺層	1060	1.5	1.570	213,030	1.064	226,660	360,400	40	144,100	67	96,100
計				860,010		913,030	1487,900		512,200		328,900



蝙蝠五尺層 炭量計算圖 縮尺三千分一

炭量計算表 (面積はアブメーターに於て計算)

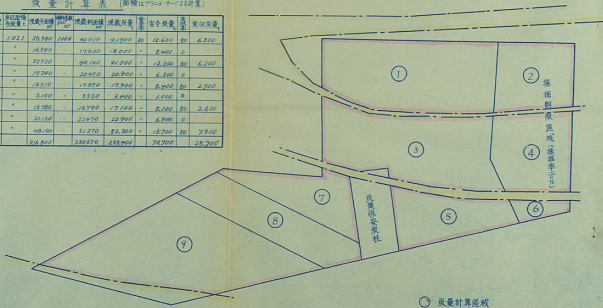
區別別	炭丈	比尺	炭層面積 每炭丈	炭層厚 每炭丈	炭層容積 每炭丈	炭層重量 每炭丈	炭層重量	安全炭量	高炭 每炭丈	實収炭量	
①	2855	15	7287	94.240	1004	43680	56.500	20	11.100	60	6.300
②	-	-	-	18200	-	19880	24900	-	5.000	0	-
③	-	-	-	36520	-	39860	50000	-	10.000	60	6.000
④	-	-	-	18790	-	19990	25780	-	5.100	0	-
⑤	-	-	-	13230	-	14080	18100	-	3.600	60	2.200
⑥	-	-	-	1870	-	1870	2100	-	400	0	-
⑦	-	-	-	14640	-	15790	20300	-	9.100	60	2.600
⑧	-	-	-	21120	-	22470	28900	-	5.800	60	3.500
⑨	-	-	-	51640	-	54940	70700	-	14.100	60	8.500
計	-	-	-	217150	-	231840	299200	-	89400	60	29500



下二尺層 炭量計算圖 縮尺三千分一

炭量計算表 (附欄はアノメーターによる計算)

区域別	炭式	比重	単位面積 当炭量t	炭床面積 m ²	炭床利用 率%	炭床利用 面積m ²	炭床利用 率%	安全炭量	高率	実収炭量
①	0.681	1.5	1.021	76,690	100%	76,690	100%	12,600	50	6,300
②	"	"	"	16,590	"	17,000	100%	8,400	0	0
③	"	"	"	27,730	"	40,190	100%	12,300	50	6,150
④	"	"	"	19,240	"	20,970	100%	6,300	0	0
⑤	"	"	"	16,510	"	17,870	100%	8,400	50	2,700
⑥	"	"	"	2,150	"	3,350	100%	1,200	0	0
⑦	"	"	"	16,780	"	16,790	100%	8,100	50	2,600
⑧	"	"	"	21,120	"	22,470	100%	6,900	0	0
⑨	"	"	"	46,190	"	51,270	100%	14,700	50	7,350
計				218,800		230,470		76,700		28,700

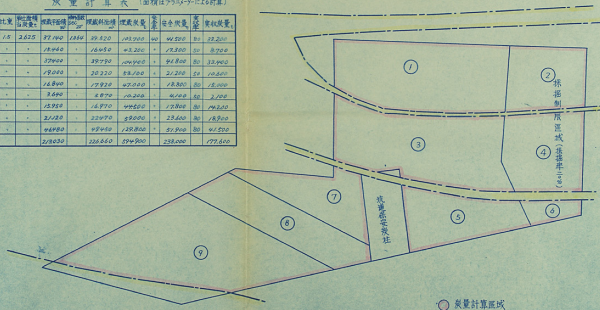


炭量計算区域

土間八尺層 炭量計算圖 縮尺三千分の一

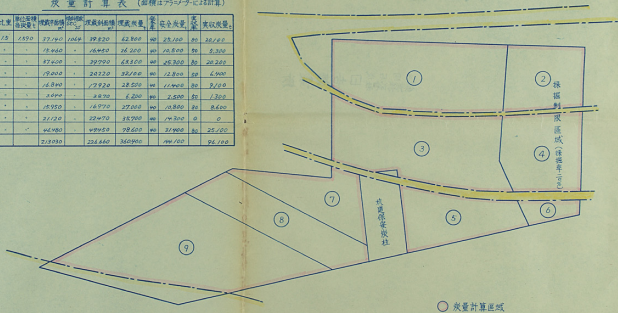
炭量計算表 (面積はアフレメーターによる計算)

区域別	炭丈	比率	測定面積 当炭丈	測定面積 坪	測定炭量 kg	測定炭量 kg	安全炭量	安全炭量	実収炭量		
①	1.750	1.5	2.625	37.144	18.64	29.520	103.900	40	40.500	30	22.200
②	-	-	-	18.460	-	16.450	43.250	-	17.500	30	8.700
③	-	-	-	37.400	-	39.750	104.400	-	46.800	80	33.400
④	-	-	-	19.000	-	20.220	58.100	-	21.200	50	10.800
⑤	-	-	-	16.840	-	17.920	47.000	-	18.800	80	15.000
⑥	-	-	-	3.690	-	3.870	10.200	-	4.100	50	2.100
⑦	-	-	-	15.950	-	16.970	44.500	-	17.800	80	14.200
⑧	-	-	-	21.120	-	22.470	59.000	-	23.600	30	18.900
⑨	-	-	-	46.480	-	49.450	129.800	-	51.900	80	41.500
計				218.030		228.650	594.900		238.000		177.600



海軍八尺層 炭量計算圖 縮尺三千分の一

炭量計算表 (面積はアラメータによる計算)

[illegible]

同 意 書

新開炭採掘登録第一二七八号および新開炭組炭掘登録第一四四号
全六八七号、全七三四号の鉱区に属する昭和三十八年二月十一日付の
日吉炭鉱の變更施設案の申請に同意致します。

昭和三十八年二月 日

三井鉱山株式会社山形炭礦所
所長 中村 文 平

共興石炭炭礦株式会社日吉炭礦所
所長 梅田 義 麿
殿

上卷下

租稅權設定契約書(案)

三井鉱山株式會社を甲とし、其月石炭數量株式會社を乙とし、乙が甲所有山野鉄區の一部に租鉄權を設定するに依り、次のとおり契約を締結する。

[illegible]

2. 前例の表示面積は2724、所轄官庁の併合命令
127、241に多少の異動がある。甲、2、26異動の
数760となる。

第2条、24前条規程、杭投足承諾區域のうち、別添
図面第(イ)区域のうち、甲が杭投足承諾区域として
これに抵触しないものとする。

2. 程針常流のうし、塩素バリアのつとめ、これはやり鉄鋼を肉付した後は事前には中に連絡するものとする。

才3条 才1条の現欲推定満期満了、招来承継の日
おくとおとす。

2. 前項の翻向は甲乙場中の上、延長 200 ± 10 m である。

昭和 年 月 日

福岡県農業振興事務所

共同石炭鉱業株式会社

日 吉 鉱 業 所

第4条 第1号の純鉄種の協定ハ尺戸で協定会 同也
とす。

2. 協定ハ尺戸の純鉄種は、その種類が同様の品に協定
の上決定す。

3. 第1号の純鉄種の支払は次のとおりとす。

第5条 純鉄種の種類は次のとおり。乙は甲の純鉄種又は
事業外資で提示し、その純鉄種と得る利益は同額とす。
これを變更はうすこととす。同様とす。

第6条 甲は乙の純鉄種は種類は次のとおり。乙は甲の純鉄種
の支払を、その種類が同様の品に協定の上決定す。
提出を求めらるることとす。

2. 第6条の場合、乙はこれを承認し、乙は甲の純鉄種
の支払を求めらるることとす。

第7条 乙は純鉄種の種類は同様の品に、甲の事業外資
の支払を、その種類が同様の品に協定の上決定す。
乙は甲の事業外資の支払を、その種類が同様の品に協定
の上決定す。

昭和 年 月 日

福岡商船株式会社

共同石炭販売株式会社

日 吉 鑑 査 所

○ 第 8 条 乙が前条に規定の期間に惹起する損害は

すべし、乙が責任を負ふ賠償するものとする。

2. 前項の損害賠償の保証金として、乙は前条に

規定の月額の毎月金 円を 金 円

まで、甲に積立てなければならない。

3. 前項の著しい変動がある、前条の金額を改定する

必要が生じた場合は、甲乙改定を協定する。

4. 前2次の保証金は、前条に規定の期間に惹起する損害の

賠償が完全終了したとき、これを清算するもの

とする。

第 9 条 乙は、本契約の基に権利、義務を、甲が承諾する

第三者に譲渡し、若しくはその他権利の放棄、

をなすもの。

第 10 条 乙が、本契約の成立を違反したときは、甲は

この契約を解除するものとする。

2. 甲は前条の規定により、契約を解除した場合に

おいて、乙は損害賠償を積立金の中から支払

第 11 条 本契約の基に、前条の規定の必要が生じた

損害賠償するものとする。

No. _____
昭和 年 月 日

福岡県喜望峯町喜望才街
共同石灰工業株式会社

日 出 鑑 査 所

第12条 この契約は確定し本件又は改定した事項はつぎ
記載の全い又は甲、乙、互に同意したものを
証拠とする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を
保存す。

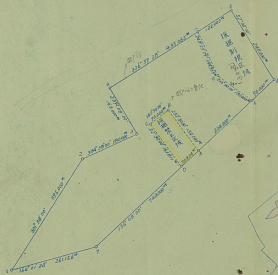
昭和77年 月 日

東京都中央区本橋室分2丁目(番地)1
甲 三井物産株式会社
社長 栗本 野

福岡県荒尾市本町
乙 共同石灰工業株式会社
社長 入交 太兵衛

改正前

面積 2.088



陳國新有限公司

證登 1579 号

社区位置图

編次 五卷分又

卷三

$$10^4 \quad 0.56/n^2$$

事項	登記	事項	登記
1 登記人の氏名及び住所 東京府 新大塚区 新大塚 八 丁目 一 番 一 号	月 年 月 日 登記	2 登記人の氏名及び住所 東京府 新大塚区 新大塚 八 丁目 一 番 一 号	月 年 月 日 登記
3 登記人の氏名及び住所 東京府 新大塚区 新大塚 八 丁目 一 番 一 号	月 年 月 日 登記	4 登記人の氏名及び住所 東京府 新大塚区 新大塚 八 丁目 一 番 一 号	月 年 月 日 登記
5 登記人の氏名及び住所 東京府 新大塚区 新大塚 八 丁目 一 番 一 号	月 年 月 日 登記	6 登記人の氏名及び住所 東京府 新大塚区 新大塚 八 丁目 一 番 一 号	月 年 月 日 登記
右 昭和 年 月 日 登記	月 年 月 日 登記		

右は登記簿の謄本である
東京法務局日本橋出張所
登記官吏 松本 成

一
印

昭和 年 月 日 登記



控

租 賃 權 設 定 設 備 設 計 書

採 掘 權 者

三井 鑛 山 株 式 會 社

租 賃 權 者
石 炭 鑛 山 株 式 會 社

社 同 石 炭 鑛 山 株 式 會 社

組織施設及設備設計書

一 申請人

滋賀縣立第二中学校

其別荘及通學社

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

三 組織 三井物産株式会社 山形支店

三井物産株式会社

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

代表者 渡辺 八

六 白濁の位置

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

五

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

組織施設及設備設計書
又、組織設計書

十二 鎌倉賠償に對する処置

／ 低量炭泥金以外の賠償積立金の分配および出資に當り、積立金
原積有三千鈎山株式會社に對し、低量賠償の原積金として五月
間、内は連する三千積立するとの協約を締結してゐる。

／ 低量予想物件の賠償方針

地味区域の採掘によつて低量を生じた場合は、低量賠償の責を負う。

／ 低量賠償者三千鈎山野鐵業所に對し、その低量と調査し、協議上
方の賠償の折衝および使田の一切は三千鈎山野鐵業所で代行。

／ 前日貸す、前貸し積立金は、別途にその弊、及賠償を行ひ、その費用は
當日若くは低量三千鈎山野鐵業所に支拂う。

／ 地元の鎌倉賠償に關する協定

前貸の如く三千鈎山野鐵業所に於て、鎌倉賠償は總て代行するため地元との
協定はなし。

十三 賠償積立金の調製

申請区域の中東部部は三千鈎山野鐵業所の取集上は必要な地量、原金
炭泥区域として、低量採集太に成るもの、炭泥には低量を炭泥しない。

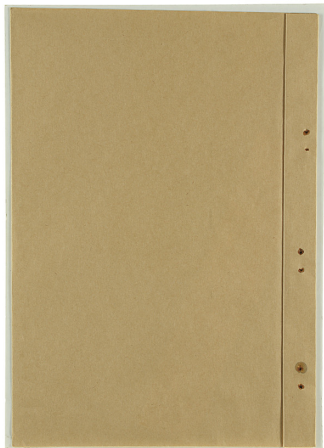
低量炭泥、前部および前部部は申請人低量の口日炭泥があり、又申請
区域の地味は、口日炭泥と合併、低量をなす、その問題が起つた。
又、地味に對するは、原積者の三千鈎山野鐵業所の承認を得て、炭泥をな
すことになっている。

十四 中の他

なし

(單位: 仟呎) 地皮物件一覽表

類別	數量	坐落	在批地內	在批地外	在批地內	在批地外
非公共設施用地	建地	17 ⁸				
	空地	4 ⁸				
	水田	161 ⁸				
	路	—				
	留地	4 ⁸				
	墳	—				
	灌溉水渠	800				
	井水	—				
	墓	130 ⁸				
	空地	1450				
公共設施用地	學校	—				
	球場	—				
	遊樂場	—				
	其他遊樂	—				
	可耕田	106 ⁸				
	橋梁	—				
	道路	260 ⁸				
	鐵道	—				
	水渠	—				
	計					



福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷三二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭
鉱業株式会社

日吉鉱業所

電話 稲築四三〇番
大隈一一番

契

書

三井鉱山株式会社を甲とし、共同石炭鉱業株式会社を乙とし、
甲、乙間で締結可能な昭和7年9月より三井鉱山株式会社
ノ成の「耐火粘土」の取扱いにつき、次の取扱いを定める。
第1 「耐火粘土」は両当事者間の取扱いの必要上取
扱しなもので、乙はこれを取扱いしないものとする。
第2 本取扱いに於ける乙の取扱いにより、第一「耐火粘土」の
取扱いを専ら担当するは、すべてこれを甲に別当するものとする。
上記取扱いの趣として、本書2枚を添付し、甲、乙各その1枚で
保存する。

昭和7年9月27日

東京府中央区日本橋區丁目ノ内ノ

甲 三井鉱山株式会社

社長 岡本 俊

共同石炭鉱業株式会社を乙とし、

三井鉱山株式会社を甲とし、

三井鉱山株式会社を甲とし、

共同石炭鉱業株式会社を乙とし、

乙 共同石炭鉱業株式会社

社長 入交 六郎

任 状

福岡縣高橋郡松葉町大字才田二二番地

地 所 田 地

右の者を私の代理人と定め左の範囲の行為を委任す

一 飲料法第七十七条及同法施行細則第二十三条に基づき、三井鉱山株式会社所有の福岡県高橋郡松葉町五七九号敷区内に左記の通り、租税地設定の申請を為し、認可通知書を受領に際する松葉町通知書受領後は登録税を納付し、登録課税を受領に至る迄の一切の行為

記

所 在 地 福岡県高橋郡松葉町

田 地 次千四百五拾五アール

設定した範囲 石炭層のうち本層群中のコイモリ五尺層、下二尺層

土層八尺層、南軍八尺層並びにこれに附随する附大粘土

右代理人任の意思を表示す

昭和七年 月 日

福岡県若松市本町貳丁目貳〇大倉理

組織形態とな 共同石炭開発株式会社、
らうとする者

代理人取締役 人 交 太兵衛



委任状

福岡縣志摩郡志摩町大字才田二二六番地

惣持 後 屋

右の者を私の代理人と定め、左の範囲の行為を委任す

一 武蔵法律七十七条及別法施行部二十三条に基き、三井鉱山株式会社所有の埋蔵金探査権登録第五七九号区域内に左記の通り、恒永興隆堂の申請を為し、探査権取得を受領せしめるに必要の諸般事務受領後は登録費を納付し、登録済証を受領する迄の一切の行為

記

所在地

埋蔵金探査権登録第五七九号区域内

特選した鉱床

武千四百五拾五アル
石炭層のうち本層群中のコイナリ五層層、下二尺層
土層八尺層、海軍八尺層等がこれに属する計六
畝土

右代理委任の意思を表示す

昭和七年 月 日

福岡県若松市本町丁日産の大倉組

恒永興隆堂とて
共同石炭探査株式会社

らうとする者

右代表取締役 入 契 太 兵 衛



印鑑証明申請書

一、商号

共同石炭鉱業株式会社

一、本店

福岡県香椎郡本町丁目尻西六番地

印鑑



代表取締役 入野 玄典 御

明治四十八年八月廿五日

右印鑑の証明を申請いたします

一、手数料 金 四 拾 円 也 (一 通)

昭和四十八年七月二十六日

本店 福岡県香椎郡本町丁目尻西六番地

支店 共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入野 玄典 御

事務所 福岡県香椎郡本町丁目尻西六番地

右の代理人 司法書士 藤 原 守

福岡法務局若松出張所

御中

右証明する

昭和四十七年七月廿六日

福岡法務局若松出張所

登記官吏

佐々木 文夫

本署中印入

字あり

受取印鑑
福岡県香椎郡本町丁目尻西六番地
共同石炭鉱業株式会社
印鑑
守

印鑑証明申請書



東京都中央区日本橋区本町三丁目三番地
三井鉱山株式会社
庶務課 栗 木 幹

昭和二十一年四月一日

右印鑑は貴所に提出してある印鑑と相違がないことの
御証明を願いたく申請いたします

手数料

参格 円也

昭和

年 月 日

東京都中央区日本橋区本町三丁目三番地

三井鉱山株式会社

代表取締役

栗 木

幹

東京法務局

日本橋出張所御中

右証明する

東京法務局日本橋出張所

登記官

松本 成



昭和二十一年四月一日

登記簿抄本

一 商号 足同石炭 鋳業株式會社

一 本店 福岡県若松市本町廿丁目 式大番地

一 代表取締役 役住所氏名

高知市廿代町 式大番地

入 文太 兵衛

以下空白

右は登記簿の抄本である

昭和拾七 八月廿九日

福岡法務局若松出張所

登記官吏

片峯文太

(印) 片峯文太 (印) 官本 大五

登記簿抄本

一、商号 三井鉱山株式会社

一、本店 東京都中央区日本橋室町式丁目壹番地壹

一、取締役の住所氏名

東京都杉並区馬橋式丁目壹式番地

栗 木 幹

一、代表取締役の氏名

栗 木 幹

此抄本は登記簿に依り之を作り茲に登記簿と相違ないことを認証する

昭和 年 月 日

東京總務局日本橋出張所

登記官更 松本 成

昭和二十八年八月廿六日



委 任 状

私は、三井物産株式会社を代理人と
定めて次の事項を委任する。

- 1 弊社所有福岡県糟屋郡登録第1579号鉱区の一
部面積2455アールに賦存する幅五尺層、下二
尺層、土間八尺層、海軍八尺層および耐火粘土に対
し共同石炭鉱業株式会社に租鉱権を設定せしめるに
ついて全社と租鉱権設定契約を締結する一切の件
- 2 該項に関し租鉱権設定申請をなし、その認可登録
済受領に至るまで所轄官庁に対し必要な諸手続を
なす一切の件

以 上

昭和27年4月27日

東京都中央区日本橋新町三丁目壹番地

三井鉱山株式会社

東京都港区西麻布三丁目百八拾番地

代表取締役 栗 木 幹

契 約 第 123 号

粗鑛堆設定設備設計書

採掘場

三井鑛山株式會社

粗鑛堆
コンクリート用

其國石灰鑛業株式會社



(單位千坪) 地表物件一覽表

類別	數量	備註	合計 面積	佔有 面積	佔有 面積	備註
非公共設施關係	建物	127				
	空地	10				
	水田	16.1				
	道路	127				
	留地	127				
	墳墓	127				
	灌溉水路	127				
	井水	127				
	墓地	127				
	空地	127				
公共設施關係	學校	127				
	被褥	127				
	灌溉排水路	127				
	墓地	127				
	河川	127				
	橋樑	127				
	堤防	127				
	道路	127				
	鐵道	127				
	水道	127				
計						



七部

組鑛推進設備設計書

推進部

組鑛推進部
なつとく

三千鐘山株式会社

北河石炭鑛業株式会社



此は舞臺松守平助の丁目ニ。さき市に

入交太真情

五
五
五
五
五

岩頭は中清區域外にあり、当地所有鐵道の北部に竹谷驛

水層群 通世外兩部に大連層群の古陸層がある。

10

1900年(明治33年)

現在土間八尺層、海軍八尺層を、煤低標葉中々石炭坑である。

[illegible]

昨、近知地には現在の焼口で、鐵巨礫、石、七郎より、二六六、一、五分、巨礫、六、一、米の止置である。

(1) 蠟燭之火層 下二尺層々探電方法

雖經交臂之過。其野服也。於時。誠雖推求。中亦大爲不安。人。有。言。此。者。則。有。以。爲。於。其。從。官。之。制。而。未。與。其。更。近。者。爲。難。者。又。下。又。有。同。議。者。以。爲。傳。習。者。之。不。度。區。不。知。吾。片。置。於。道。之。處。時。又。入。苑。道。而。擬。以。德。長。又。使。其。低。低。可。否。而。德。長。此。世。有。可。得。直。道。之。確。證。也。上。議。者。不。知。而。記。是。事。者。獨。有。之。是。入。苑。道。之。疑。定。之。據。低。低。可。否。

四 土面八尺層 海軍八尺層 鐵板方法

予の然り各野方銅(方世也五六尺)を金一丁、銀、銅、而直の土面八尺、其の殆ど純銅、而直の水、ハ、銅、水一を水、其の銀、銅、の、大、抵、是、に、銀、銅、巨、塊、に、置、す、る、の、中、に、下、す、る、而、有、の、銅、水、ハ、銅、水、一を水、其の銀、銅、の、大、抵、是、に、銀、銅、巨、塊、に、置、す、る、の、中、に、下、す、る、

外是即理想莊死矣（田歌口矣）より、平の盛の神是御方網（方便）と云ふ、
藏所針の面度、土間八尺、岩片疏道（即有）と云ふ、又今平、左水平、右離平、各六

抵達してや上する。

約二萬度の土間八尺厚の石片施道（地青の田石入の四水）を太平巨離四へ六米低減して

以上の方式により幹線計画を定めて、次に幹線を左右に設ける。此幹線間隔

歌則として示され、五とある。

仰ら左解は現在派定つ左八地より歌解に八地盤を設定する。

[illegible][illegible]

の分の苦行地獄を一一八不償還下。猛狂想に於て地獄を爲すを陽成王
派とする。高麗の朴訥(孝舞)と石紀の新羅高朴訥(孝舞)と石紀の水平連地獄

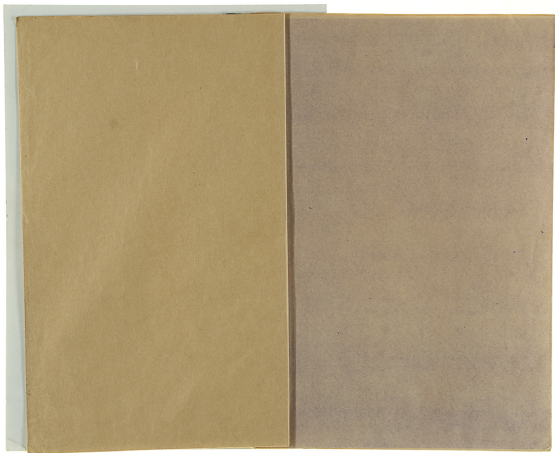
項目		数量		単位		備考	
種類		数量		単位		備考	
非公共施設関係	建物	10					
	土地						
	水田	12					
	畑						
	道路						
	橋						
	堤防						
	公園						
	学校						
	病院						
公共施設関係	公園						
	学校						
	病院						
	公園						
	学校						
	病院						
	公園						
	学校						
	病院						
	公園						

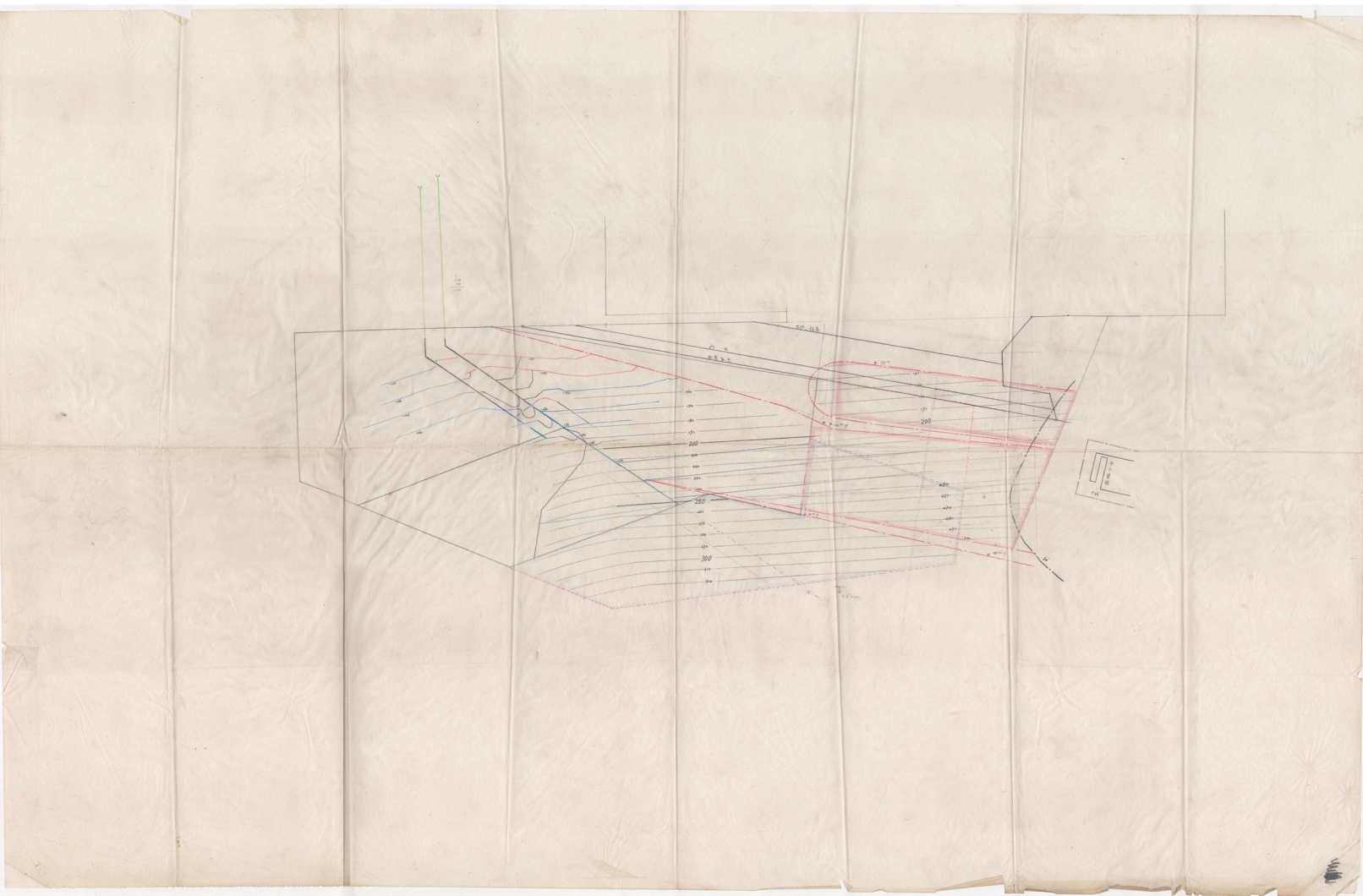
他の162及101を
注記の付く部を
注記の付く部を
注記の付く部を
注記の付く部を
注記の付く部を
注記の付く部を
注記の付く部を
注記の付く部を
注記の付く部を
注記の付く部を

十四

山形県農業所
山形県農業所
山形県農業所
山形県農業所
山形県農業所
山形県農業所
山形県農業所
山形県農業所
山形県農業所
山形県農業所

十三 関係施設関係





福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷三二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭
鋳業株式会社

日吉鋳業所

電話 稲築四三〇番
大隈一一番



控₂

租
飲
抗
申
請
書

没
償
取
計
書

福岡通商産業局

(福岡中央) 福岡市薬院伊福町13番地

電話 5231~5239 番



